

はぐくみ支え合うまち・京都ほほえみプラン

中間見直し（案）【抜粋】

～京都市障害者施策推進計画・

第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画～

- P 1 ～ 京都市障害者施策推進計画
- P 1 0 ～ 第6期障害福祉計画（案）
- P 1 2 ～ 第2期障害児福祉計画（案）
- P 1 3 ～ 各年度における障害福祉サービス等の必要量の見込み
- P 1 8 ～ 地域生活支援事業の実施に関する事項
- P 2 2 ～ 第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画の取組状況

第5章 共生社会実現に向けた具体的施策

1 重点目標

各施策目標を横断し、全てを貫く重要な視点として、重点目標を設定します。

(1) 重点目標 1

「重複障害」や「はざま*」への適切な対応など、複合的支援を充実します

保健福祉センター、障害福祉サービス事業所等への専門的観点からのバックアップやサポートの体制整備と、関係機関との総合的支援ネットワークの構築に取り組むことにより、「重複障害」や「はざま*」、「重度障害」への適切な対応、児童虐待の背景にある保護者や児童の課題等に加え、ひきこもり支援等、複合的支援の充実を図ってまいります。

* 3 障害（身体、知的、精神）の施策のはざま（高次脳機能障害、発達障害等）や、ライフステージの変化の際の施策のはざま（障害児施策から障害者施策への切れ目のない移行等）

2 5つの施策目標と具体的施策

施策目標 1 お互いに認め合い支え合って暮らすまちづくり

＜現状と方向性＞

- 社会経済情勢の変化等を背景として、市民が抱える福祉的な課題はますます多様化・複合化していることから、ひきこもりをはじめ、課題を抱える世帯への支援を本市として積極的に取り組みます。

中間見直しで新たにに取り組む課題

- 令和元年6月に視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）が公布、施行され、視覚障害、発達障害、肢体不自由その他の障害により、読書や図書館の利用に困難を伴う人が読書を通じて文字・活字文化に触れることのできる環境整備を進めることとされ、本市においても読書に親しみやすい環境づくりの取組を進めていきます。

中間見直しで新たにに取り組む課題

啓 発

- 1 市民等に対する啓発・広報活動の推進
- 2 障害福祉を支える担い手等に対する啓発の推進
- 3 障害を理由とする差別の解消に向けた取組の推進

相談支援

- 4 相談支援体制の充実
- 5 専門相談機能の充実
- 6 切れ目のない支援の提供

3施設が一体化した新施設が、保健福祉センター等へ専門的観点からのバックアップやサポートを行うなど、連携を強化することで、障害のある人やその家族等のニーズや課題に早期に気付いて必要な支援策につなぎ、地域や関係機関とともに支える切れ目のない支援を行うとともに、子どもから大人への移行だけでなく、65歳到達後もニーズに応じた適切な対応を行います。

また、保健福祉センター及び障害者地域生活支援センターにおける相談対応と合わせて、休日や夜間・早朝等の時間帯においても相談に応じられる体制を整備することにより24時間・365日の切れ目のない相談支援の提供に取り組めます。

- 7 ひきこもり等複合的な課題に対する支援

ひきこもりをはじめ、多様で複雑化した課題を抱える世帯への支援に当たり、支援の受け手を中心とした包括的な寄り添い支援を行います。

意思疎通支援・情報保障

- 8 意思疎通支援の充実
- 9 視覚障害者等の読書環境の整備の推進
アクセシブルな書籍等の提供や、障害の種類・程度に応じた配慮を行うことで、視覚障害者等の社会参加・活躍の推進や共生社会の実現を図ります。
- 10 行政情報における合理的配慮の推進

手 話

- 11 手話に対する理解促進及び普及
- 12 コミュニケーションの手段として手話を選択しやすい環境の整備

施策目標2 地域で自立して生活できる仕組みづくり

＜現状と方向性＞

- 令和2年は、新型コロナウイルス感染症の発生及び感染拡大による影響が長期化し、障害のある人やそのご家族、支援者等は不安を感じながら生活することとなりました。新型コロナウイルス感染症拡大への対策に引き続き取り組むとともに、そのような状況下においても必要なサービスが継続的に提供され、障害のある人などが安心して地域で暮らせるよう取り組みます。

中間見直しで新たにに取り組む課題

福祉サービス

- 13 障害福祉サービス等の量等の充実
- 14 障害福祉サービス等の質の向上

15 感染症等の新たな課題に対する支援

新型コロナウイルス感染症をはじめ、これまでに経験したことのない状況等が発生した場合においても、障害福祉サービス事業所等が継続的にサービスが提供できる対策や支援に取り組むとともに、新しい生活スタイルの下、障害のある方が安心して生活できるよう、障害や障害のある人への理解のための啓発に取り組めます。

住まい・暮らし

16 グループホーム等の設置促進

17 地域での住まいの確保と住環境整備

18 地域生活へ移行する仕組みづくりと支援体制の充実

19 住み慣れた地域での生活を支える支援体制の充実

地域交流

20 地域とのつながりの構築

21 地域活動を支える担い手の育成

22 市民交流の促進

施策目標3 安心して生活できる社会環境の整備

＜現状と方向性＞

- 新型コロナウイルス感染症を正しく理解し、適切な対応を行うことが重要です。また、障害特性等から新しい生活スタイルを実践することで新たな支障が生じることもあります。様々な配慮やサポートが必要な人がいることの市民理解に取り組みます。

中間見直しで新たに取り組む課題

健康・医療

23 障害の要因となる疾病の早期発見・早期支援

24 障害に対する適切な保健医療体制の充実

25 いきいきと生活できるための健康づくりの推進

26 感染症等の新たな課題に対する支援（再掲）

新型コロナウイルス感染症をはじめ、これまでに経験したことのない状況等が発生した場合においても、障害福祉サービス事業所等が継続的にサービスが提供できる対策や支援に取り組むとともに、新しい生活スタイルの下、障害のある方が安心して生活できるよう、障害や障害のある人への理解のための啓発に取り組みます。

こころの健康

27 こころの病に対する理解の促進と正しい知識の普及啓発

28 医療や相談支援体制の充実

難病支援

- 29 難病に対する理解促進
- 30 難病患者への支援体制の構築
- 31 難病患者への支援の充実

ユニバーサルデザイン

- 32 ユニバーサルデザインに対する理解促進及び普及
- 33 人にやさしいまちづくりの推進
- 34 こころのバリアフリーの普及

災害対策

- 35 地域における見守り活動の推進
- 36 コミュニケーション障害のある人への災害情報の確実な伝達
- 37 災害時における支援体制の充実

権利擁護

- 38 障害を理由とする差別の解消に向けた取組の推進（再掲）
- 39 障害者虐待防止の取組の浸透
- 40 成年後見制度の利用等の推進

施策目標 4 生きがいや働きがいをもてるまちづくり

社会参加

- 41 社会的活動への参加促進
- 42 社会的活動に参加しやすい環境の整備
- 43 障害者自身による主体的な社会活動の支援

文化・スポーツ

- 44 文化芸術活動の振興
- 45 障害者スポーツの振興
- 46 支援する担い手の育成

就労

- 47 一般就労の促進
- 48 定着支援の充実
- 49 福祉的就労の底上げ

施策目標 5 障害や疾病等で支援が必要な子どもに対する福祉と教育の充実

＜現状と方向性＞

- 本市の子育て支援施策の総合的な計画である「京都市はぐくみプラン（京都市子ども・若者総合計画）」に掲げる施策を着実に推進することはもちろん、両プランが連携して取組を推進していく必要があります。

早期発見・早期支援

50 関係機関との連携による早期発見・早期支援

51 身近な地域で支援等を利用しやすい仕組みづくりの推進

特性や状況に応じた支援を早期に受けることができるよう、児童発達支援事業所の設置や保育所等訪問支援の利用促進等、身近な地域で利用しやすい仕組みづくりを推進します。

また、障害児入所施設についても、地域において、虐待を受けた児童の対応を含め、果たすべき役割の検討を進めるとともに、入所している児童が十八歳以降も適切な場所で適切な支援を受けることができるよう、適切な時期に必要な協議が行われる体制整備に努めます。

特性や状況に応じた支援の提供

52 重症心身障害児・医療的ケア児への支援の仕組みづくりの検討

医療的ケア児等コーディネーターの役割をはじめ、医療的ケア児が必要とする支援の提供に繋がる仕組みづくりについて、福祉・保健・医療・教育等の関係者による協議の場において、検討します。

重症心身障害児等が安心して通所できる児童発達支援事業所及び放課後等デイサービスの設置促進をはじめ、居宅訪問型児童発達支援の実施検討や、技術習得にかかる職員研修の受講促進に努めます。

また、保育園や学童クラブ事業等における医療的ケア児への支援に引き続き取り組むとともに、学校における医療的ケアの安全な実施体制の構築・充実を図ります。

53 様々な障害や特性に応じた支援体制の充実

ことばやコミュニケーションに課題のある子どもはもとより、発達障害、高次脳機能障害、行動障害等の様々な障害や特性のある子どもが、適切な支援を受けられるよう、支援体制の充実を図ります。

とりわけ、難聴児の支援に当たっては、主に難聴児の支援を行う児童発達支援センター「うさぎ園」を中核として、関係機関との連携を進めることにより、難聴児及びその家族への切れ目のない支援に取り組みます。

また、厳正かつ丁寧な監査の実施や事業所向けの研修の充実により、支援の質の向上を図ります。

相談・支援・連携体制の強化

54 障害児相談支援の充実

55 重症心身障害児・医療的ケア児への支援の仕組みづくりの検討（再掲）

56 教育と福祉の連携による切れ目のない取組の推進

57 「京都市はぐくみプラン（京都市子ども・若者総合計画）」と連携した取組の推進

妊娠前から子ども・若者まで「切れ目のない支援」を一体的・総合的に進めていくため、「京都市はぐくみプラン（京都市子ども・若者総合計画）」に掲げるすべての施策を着実に推進します。また、子育て中の保護者、子ども・子育て支援や若者支援に関する事業の従事者、学識経験者等で構成する「京都市はぐくみ推進審議会」において本計画の進捗状況を報告し、意見を求めるなど、両プランが連携した取組を推進していきます。

一人一人のニーズに応じた教育の推進

58 インクルーシブ教育の理念に基づく総合的な支援

59 一人一人のニーズに応じた教育の実施

第6期障害福祉計画（案）

○施設入所者の地域生活への移行に係る本市の成果目標及び考え方

項 目	成果目標及び考え方
令和5年度末までの地域生活移行者数	令和元年度末入所者（1,225人）の2.2%以上（32人以上）を地域生活へ移行

※ 施設入所者数については、地域移行目標として掲げる32人が地域移行したとしても、その数以上の施設入所希望者がいることから成果目標としては設定しないが、地域移行を支えるグループホームの設置推進や重度障害者に対する支援の充実等により、施設入所希望者が施設入所だけではなく、地域生活の継続という選択肢も持てるように取り組みます。

○精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る本市の成果目標及び考え方

項 目	成果目標及び考え方
1年以上長期入院患者数	65歳以上 これまでの減少率（10.8%）に基づき、1,243人以下と目標値を設定する。
	65歳未満 これまでの減少率（18.5%）に基づき、252人以下と目標値を設定する。
入院後3箇月時点の退院率	国の目標値とほぼ同じ推移が見込まれるため 国指針と同じ数値である69%以上と目標値を設定する。
入院後6箇月時点の退院率	国の目標値とほぼ同じ推移が見込まれるため 国指針と同じ数値である86%以上と目標値を設定する。
入院後1年時点の退院率	国の目標値とほぼ同じ推移が見込まれるため 国指針と同じ数値である92%以上と目標値を設定する。

※ 精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数については、市町村の設定義務がないことから目標設定しないこととします。

○障害者の地域生活支援拠点等の整備に係る本市の成果目標及び考え方

項 目	成果目標及び考え方
地域生活支援拠点等における機能の充実	自立支援協議会において、年に1回、地域生活支援拠点の運用状況の報告・検討を行うことを目標として設定する。

○障害福祉サービス事業所等から一般就労への移行に係る成果目標及び本市の考え方

項 目	目 標 値	成果目標及び考え方
一般就労への移行者数	364 人以上 (1.27 倍以上)	これまでの実績に基づき、1.27 倍以上（364 人以上）と目標を設定する。
就労移行支援事業所等を通じて一般就労に移行する者のうち、就労定着支援事業所の利用率	7 割	
就労定着支援事業所のうち、就労定着率が 8 割以上の事業所	全体の 7 割以上	

※ 福祉施設から一般就労への移行については、総体として評価すべきと考えることから、個別のサービス（就労移行支援、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型）における目標設定は行わないこととします。なお、福祉施設から一般就労への移行における実績の内訳として、各サービスの利用状況については、把握していきます。

○相談支援体制の充実・強化等に係る成果目標及び本市の考え方

項 目	成果目標及び考え方
相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制の確保	下記 4 点を実施することにより相談支援体制の充実・強化等を図る。 ①総合的・専門的な相談支援として、市内 15 箇所に設置している障害者地域生活支援センターでの相談受付件数（R5：185,465 件） ②市内 15 箇所に設置している障害者地域生活支援センターでの専門的な指導・助言（R5：5,129 件） ③基幹相談支援センターで実施している人材育成のための研修実施件数（R5：24 件） ④基幹相談支援センターで実施している相談支援従業者同士の交流ができる研修の実施回数（R5：24 件）

○障害福祉サービス等の質の向上に係る成果目標及び本市の考え方

項 目	成果目標及び考え方
障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組の実施	下記 2 点を実施することにより障害福祉サービス等の質の向上を図る。 ①障害福祉サービス等に係る研修の実施 ②障害福祉サービス事業所等に対する集団指導の実施

第２期障害児福祉計画（案）

○障害児支援の提供体制の整備等に係る成果目標及び本市の考え方

項 目	成果目標及び考え方
児童発達支援センターの設置	本市においては、既に市内に９箇所設置しており、地域支援や相談支援等の更なる機能強化に向けて質的向上を図る。
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	本市においては、既に市内に１２箇所設置しているが、利用状況が低調であるため、保育所等訪問支援を利用しやすい仕組みづくりを講じる。
難聴児支援のための中核機能を果たす体制の構築	本市においては、主に難聴児の支援を行う児童発達支援センターを設置していることから、当施設を中核として必要な連携等を進める。
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービスの確保	本市においては、重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所（３箇所）、放課後等デイサービス（６箇所）を確保しており、より効果的・効率的な施策の実施について検討する。
医療的ケア児支援の協議の場の設置及び医療的ケア児等コーディネーターの配置	福祉・保健・教育等の関係機関が連携し、医療的ケア児支援に関する協議を行うとともに、医療的ケア児等コーディネーターの役割について検討を行う。

各年度における障害福祉サービス等の必要量の見込み

<第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画>

(1) 訪問系サービス

(上段：利用者数，下段：延べ利用時間数（1月当たり）)

区 分	2年度(見込)	3年度	4年度	5年度
居宅介護等	5,394 人 249,904 時間	5,624 人 262,636 時間	5,854 人 275,368 時間	6,083 人 288,099 時間

(2) 日中活動系サービス等

(上段：利用者数，下段：延べ利用日数（1月当たり）)

区 分	2年度(見込)	3年度	4年度	5年度
生活介護	3,482 人 58,235 人日	3,539 人 58,370 人日	3,595 人 58,505 人日	3,651 人 58,640 人日
自立訓練 (機能訓練)	46 人 458 人日	49 人 479 人日	51 人 500 人日	53 人 521 人日
自立訓練 (生活訓練)	200 人 2,659 人日	202 人 2,617 人日	204 人 2,575 人日	206 人 2,533 人日
就労移行支援	459 人 7,695 人日	485 人 8,078 人日	512 人 8,460 人日	539 人 8,842 人日
就労継続* 支援A型	832 人 16,457 人日	888 人 17,519 人日	945 人 18,580 人日	1002 人 19,641 人日
就労継続* 支援B型	3,431 人 56,485 人日	3,577 人 57,926 人日	3,724 人 59,367 人日	3,871 人 60,808 人日
就労定着支援	122 人	162 人	172 人	182 人
療養介護	213 人	213 人	213 人	213 人
短期 入所	医療型	76 人 268 人日	79 人 285 人日	82 人 302 人日
	福祉型	904 人 4,253 人日	955 人 4,365 人日	1,006 人 4,477 人日

* 一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うもの。(A型は、原則として雇用契約による就労で、B型は原則として雇用契約によらない就労となります。)

(3) 居住系サービス

区 分	2 年度(見込)	3 年度	4 年度	5 年度
自立生活援助* ¹	8 人	8 人	8 人	8 人
グループホーム	786 人	856 人	926 人	996 人
施設入所支援	1,219 人	1,219 人	1,219 人	1,219 人

グループホームについては、地域生活への移行者数や入居希望者数を念頭に今後は毎年 70 人の増加を見込みます。

* 1 一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うために、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行うもの。

(4) 相談支援 (1 月当たり)

区 分	2 年度(見込)	3 年度	4 年度	5 年度
計画相談支援* ²	1,724 件	1,890 件	2,056 件	2,222 件
地域移行支援	- 件	7.3 件	7.3 件	7.3 件
地域定着支援	33.8 件	34.2 件	36.9 件	39.5 件

* 2 障害のある人がサービスを計画的に利用し生活の質を更に向上させるため、生活全体の課題や目標を踏まえた総合的な計画であるサービス等利用計画の作成をするとともに、継続的にその計画の実施状況の検証(モニタリング)を行い、サービスの見直し等を行うもの。

(5) 発達障害者支援

区 分	2 年度(見込)	3 年度	4 年度	5 年度
地域協議会の開催	1 回	1 回	1 回	1 回
相談支援	2,797 件	2,797 件	2,797 件	2,797 件
関係機関への助言	23 件	23 件	23 件	23 件
研修・啓発	56 件	56 件	56 件	56 件
支援プログラム等の受講者数【新規】	45 人	45 人	45 人	45 人
ペアレントメンターの人数【新規】	20 人	20 人	20 人	20 人

本市では、発達障害者支援連携協議会を、発達障害者支援法に規定する地域協議会に位置付けており、発達障害者支援センター、幼児児童生徒支援、就労支援の 3 つの課題別に設置された部会等における発達障害支援の実施状況の報告のため、地域協議会を年 1 回開催すると見込んでいます。

(6) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

区 分	2 年度(見込)	3 年度	4 年度	5 年度
保健, 医療及び福祉 関係者による協議 の場の開催回数	1 回	1 回	1 回	1 回
保健, 医療及び福祉 関係者による協議 の場への関係者の 参加者数	13 人	13 人	13 人	13 人
保健, 医療及び福祉 関係者による協議 の場における目標 設定及び評価の 実施回数	1 回	1 回	1 回	1 回
精神障害者の地域 移行支援	5 人	5.6 人	5.6 人	5.6 人
精神障害者の地域 定着支援	38 人	34.3 人	37.0 人	39.3 人
精神障害者の共同 生活援助	273 人	287 人	302 人	317 人
精神障害者の自立 生活援助	6 人	5 人	5 人	5 人
精神病床における 退院患者の退院後 の行き先				
一人暮らし・家庭	62 人	62 人	62 人	62 人
グループホーム 等の居住系サー ビス	52 人	52 人	52 人	52 人
転院, 院内転科	251 人	251 人	251 人	251 人
その他(死亡に よる退院を含む)	280 人	280 人	280 人	280 人

(7) 障害児支援 <第2期障害児福祉計画>

(上段：利用者数、下段：延べ利用日数(1月当たり))

区 分	令和2年度 (見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
放課後等 デイサービス	3,171人 36,188人日	3,221人 38,652人日	3,324人 39,888人日	3,431人 41,172人日	3,540人 42,480人日	3,654人 43,848人日	3,770人 45,240人日
児童発達支援	2,150人 11,009人日	2,354人 14,124人日	2,429人 14,574人日	2,506人 15,036人日	2,586人 15,516人日	2,668人 16,008人日	2,752人 16,512人日
障害児相談支援	85人	173人	203人	234人	241人	249人	257人
障害児入所施設	53人	47人	47人	47人	47人	47人	47人
医療型 児童発達支援	0人 0人日	89人 534人日	92人 552人日	95人 570人日	98人 588人日	101人 606人日	105人 630人日
保育所等訪問支援	22人 12人日	60人 120人日	60人 120人日	60人 120人日	60人 120人日	60人 120人日	60人 120人日
居宅訪問型 児童発達支援	4人 7人日	25人 200人日	25人 200人日	25人 200人日	25人 200人日	25人 200人日	25人 200人日
医療的ケア児に対する 関連分野の支援を 調整するコーディネー ター	9人	20人	20人	20人	20人	20人	20人

※ 児童発達支援及び放課後等デイサービスについては、必要量の見込みを超える場合には、児童福祉法第21条の5の15に基づき、事業所指定を行わない場合があります。

＜参考＞障害児の子ども・子育て支援等の利用ニーズについて

障害児支援に関するサービス量のほか、「京都市子ども・子育て支援事業計画（以下「事業計画」という。）」における量の見込みの数値から、保育園（所）や認定こども園、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）等における障害児の受入れの数値についても参考に設定します。

【各事業において障害児として認定している割合（令和元年度）】

	児童数 (A)	障害児の数 (B)	割合 (B/A) ①
保育園（所） (認定こども園を含む)	37,320	1,751	4.7%
放課後児童健全育成事業	14,657	938	6.4%

【保育所等に係る利用ニーズのうち、障害児に係る数値】

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
保育園（所） (認定こども園を含む)	a 量の見込み（現行プラン）	36,356	36,086	36,131
	b (①で算出した割合)	4.7%		
	障害児に係る数値 (a × b)	1,709	1,696	1,698
放課後児童健全育成事業	a 量の見込み（現行プラン）	15,245	15,558	15,641
	b (①で算出した割合)	6.4%		
	障害児に係る数値 (a × b)	976	996	1,001

地域生活支援事業の実施に関する事項＜第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画＞

各年度における事業の種類ごとの量の見込み、実施に関する考え方等について、下記のとおり定めます。（単位は年間の数）

事業名	2年度実績 (見込)		3年度		4年度		5年度		事業内容、実施の考え方、見込量確保の方策等
	箇所数	利用者数	箇所数	利用者数	箇所数	利用者数	箇所数	利用者数	
(1) 相談支援事業									
①障害者相談支援事業	15 箇所		15 箇所		15 箇所		15 箇所		障害者地域生活支援センターを設置し、相談、福祉サービス利用の援助、ケアプラン作成、関係機関のネットワークづくり等を行う。
地域自立支援協議会	5 圏域		5 圏域		5 圏域		5 圏域		障害者福祉の関係者による連携及び支援に関する仕組みを整備し、相談支援体制を強化する。
障害児等療育支援事業	2 箇所		2 箇所		2 箇所		2 箇所		障害のある市民の自宅を訪問して療育訓練を行うとともに、保育園(所)や障害福祉サービス事業所等の職員に対して療育指導を行う。
②基幹相談支援センター等機能強化事業	5 箇所		5 箇所		5 箇所		5 箇所		障害者地域生活支援センターのうち圏域に応じた5箇所に対して、地域の相談支援事業者に対する研修会の企画運営、専門的な指導・助言等の基幹相談支援機能を付加する。
③住宅入居等支援事業	15 箇所		15 箇所		15 箇所		15 箇所		一般住宅入居希望者に、必要な調整等の支援を行う。
(2) 権利擁護支援事業									
成年後見制度利用支援事業		19 件		19 件		19 件		19 件	生活保護受給世帯等経済的困窮者に係る審判申立・後見人報酬の助成を行う。 ※件数は申立件数の見込み
障害者虐待防止対策支援事業		1,400 人		1,400 人		1,400 人		1,400 人	新規事業所説明会等において、制度の周知・啓発を行う。

事業名	2年度実績 (見込)		3年度		4年度		5年度		事業内容、実施の考え方、見込量確保の方策等
	箇所数	利用者数	箇所数	利用者数	箇所数	利用者数	箇所数	利用者数	
(3)コミュニケーション支援事業									
① コミュニケーション支援事業		12, 973 件		12, 973 件		12, 973 件		12, 973 件	※①派遣事業及び②手話通訳者設置事業の合計
派遣事業		4, 931 件		4, 931 件		4, 931 件		4, 931 件	手話通訳者、要約筆記者、盲ろう通訳・介助員の派遣を行う。 ※失語症者向け意思疎通支援は、市域を含め京都府において実施
手話通訳者設置事業	14 箇所	7, 157 件	14 箇所	7, 157 件	14 箇所	7, 157 件	14 箇所	7, 157 件	手話通訳者の設置を行う。 ※件数は手話通訳者の相談件数の見込み
② 養成事業 (専門性の高い意思疎通支援)		46 人		96 人		100 人		104 人	手話通訳者、要約筆記者、盲ろう通訳介助員の各養成講座を行う。 ※修了者数見込み ※失語症者向け意思疎通支援は、市域を含め京都府において実施
③ 奉仕員等養成研修事業		378 人		760 人		764 人		768 人	音訳・点字・手話等の各奉仕員の養成研修を行う。 ※参加者数見込み
(4)日常生活用具給付等事業 (①~⑥)		35, 645 件		35, 913 件		36, 180 件		36, 447 件	重度障害のある市民に日常生活用具の給付・貸与を行う。
① 介護・訓練支援用具		135 件		135 件		135 件		135 件	身体介護を支援する用具等
② 自立生活支援用具		482 件		482 件		482 件		482 件	入浴、食事、移動等の自立生活を支援する用具
③ 在宅療養等支援用具		397 件		403 件		409 件		415 件	在宅療養等を支援する用具
④ 情報・意思疎通支援用具		411 件		431 件		451 件		471 件	情報収集・伝達、意思疎通を支援する用具
⑤ 排泄管理支援用具		34, 174 件		34, 411 件		34, 647 件		34, 883 件	ストーマ器具等の排泄管理を支援する用具
⑥ 居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)		41 件		41 件		41 件		41 件	居宅生活動作等を円滑にするための住宅改修
(5)移動支援事業	456 箇所	3, 991 人	483 箇所	4, 030 人	510 箇所	4, 070 人	537 箇所	4, 110 人	個別支援を基本として、社会参加、余暇活動のための外出支援を行う。
		41, 290 時間		40, 360 時間		39, 458 時間		38, 572 時間	※人数、時間は各年度3月の見込み

事業名	2年度実績 (見込)		3年度		4年度		5年度		事業内容、実施の考え方、見込量確保の方策等
	箇所数	利用者数	箇所数	利用者数	箇所数	利用者数	箇所数	利用者数	
(6) 地域活動支援センター (機能強化型Ⅱ型)	3 箇所	100 人	3 箇所	100 人	3 箇所	100 人	3 箇所	100 人	従前のデイサービスと同様の事業内容で実施する。
(7) 発達障害者支援センター運営事業	1 箇所	2,851 件	1 箇所	2,851 件	1 箇所	2,851 件	1 箇所	2,851 件	関係機関と連携しながら、発達障害のある市民への支援を強化していく。 ※相談件数見込み
(8) 理解促進啓発事業	中止		7,800 人		7,800 人		7,800 人		ほほえみ広場の来場者数
(9) 自発的活動支援事業									
① ほほえみ交流活動支援事業	55 回		55 回		55 回		55 回		ほほえみ交流活動支援事業の実施回数
② こころのふれあい交流サロン 運営事業	13 箇所		13 箇所		13 箇所		13 箇所		精神障害のある市民の孤立を防ぎ、ボランティア活動を希望する市民に参加の機会を提供する等、交流の場（サロン）を設置する（13 箇所中 2 箇所は、サロンを運営するとともに、専門職等による相談支援を行う機能強化サロン）。
③ その他	3 事業		3 事業		3 事業		3 事業		障害のある市民等が自発的に行うピアサポートやボランティア等の活動への支援事業を行う。
(10) 精神障害のある方への支援									
① 精神障害者地域生活支援 広域調整等事業	53 回	1,507 人	53 回	1,507 人	53 回	1,507 人	53 回	1,507 人	精神障害者地域移行・地域定着事業におけるピアサポートの活用（普及啓発活動の実施）回数、参加者数
② 発達障害者支援地域協議会 による体制整備事業	1 箇所		1 箇所		1 箇所		1 箇所		発達障害者支援連携協議会を発達障害者支援法に規定する地域協議会へ位置付け。

事業名	2年度実績 (見込)		3年度		4年度		5年度		事業内容、実施の考え方、見込量確保の方策等
	箇所数	利用者数	箇所数	利用者数	箇所数	利用者数	箇所数	利用者数	
(11) その他の事業									
① 福祉ホーム事業	3 箇所	3 箇所	3 箇所	3 箇所	3 箇所	3 箇所	3 箇所	3 箇所	低額で居室等を提供し、管理人が日常生活に必要な支援を行う。
② 盲人ホーム事業	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	視覚障害のある市民に、あんま、はり、きゅうの就労の場を提供する。
③ 訪問入浴サービス事業	87 人分	87 人分	95 人分	103 人分	103 人分	111 人分	111 人分	111 人分	居宅や施設での入浴が困難な方などに、訪問入浴サービスを提供する。
④ 生活訓練等事業	6 事業	6 事業	6 事業	6 事業	6 事業	6 事業	6 事業	6 事業	日常生活上必要な訓練や指導を行う。
⑤ 日中一時支援事業	467 人分	467 人分	477 人分	487 人分	487 人分	497 人分	497 人分	497 人分	施設で一時的に介護等のサービスを提供する（宿泊を伴わない）。
⑥ 社会参加促進事業									
ア スポーツ・レクリエーション 教室開催等事業	8 件	14 件	14 件	14 件	14 件	14 件	14 件	14 件	障害別体育大会、全京都障害者総合スポーツ大会等を開催する。
イ 芸術文化講座開催等事業	5 回	5 回	5 回	5 回	5 回	5 回	5 回	5 回	障害者週間のポスター展、京都とっておきの芸術祭を開催する。
ウ 点字・声の広報等発行事業	3 種類 15 箇所	3 種類 15 箇所	3 種類 15 箇所	3 種類 15 箇所	3 種類 15 箇所	3 種類 15 箇所	3 種類 15 箇所	3 種類 15 箇所	「障害保健福祉のしおり」等の点字、音訳、拡大版を作成、設置する。
エ 自動車改造助成事業	15 件	18 件	18 件	18 件	18 件	18 件	18 件	18 件	身体障害のある市民の自動車改造費用の一部を助成する。

第5期障害福祉計画の取組状況

(1) 計画の概要

「障害者総合支援法」に基づき、国の基本指針や本市の実情等を踏まえたうえで「成果目標」を設定するとともに、障害者福祉サービス等の必要な見込み量及びその確保のための方策を定めるものです。

(2) 進捗状況

○ 施設入所者の地域生活への移行

区 分	人 数
令和2年度末時点の目標（注1） a	45人以上
令和2年度末時点の実績（注2） b	10人
進捗率（b/a）	22.2%

（注1） 目標は、平成30年度から令和2年度末までの間に入所施設から地域生活へ移行する人数。

（注2） 実績は、平成30年度から令和元年度末までの間に入所施設から地域生活へ移行した人数。

現在、超長期にわたる施設入所により、地域での生活拠点を失い、地域生活への意欲を著しく低下した人たちが少なくない現状がある。こういった場合においては、成果目標ありきの数字合わせのための地域移行であってはならず、一人一人の自己決定を尊重し、高齢化した家族に負担を掛けることなく、円滑に地域移行を進める必要がある。

このことから、「第6期障害福祉計画」においては、第5期計画に引き続き、実情を踏まえた地域移行を推進できる数値目標を掲げることとするが、合わせて、グループホームの設置促進等による地域生活の環境づくり、重度障害者に対する福祉サービスをはじめ支援サービス充実と連携した当事者の意欲向上と生活スキル向上への取組の充実にも、積極的に取り組んでいくものとする。

また、地域生活への移行が困難な方の施設生活の質の向上にも同時に取り組んでいく必要がある。

○ 入院中の精神障害者の地域生活への移行

- ① 6月に入院した患者の入院3箇月時点の退院率
- ② 6月に入院した患者の入院後1年経過時点の退院率
- ③ 平成24年6月末時点の長期（1年以上）在院者数（2,250人）の削減割合

区 分	①入院後 3箇月の 平均退院率	②入院後 6箇月の 平均退院率	③入院後 1年の 平均退院率	④1年以上長期入院患者数	
				65歳以上	65歳未満
令和2年度時点の目標（注1）a	69%以上	84%以上	90%以上	1,250人以下	195人以下
令和元年度時点の実績（注2）b	57.9%	79.2%	86.9%	1,381人	277人
進捗率（b/a）	83.9%	94.3%	96.6%	89.5%	57.9%

（注1）目標①、②及び③は、令和元年6月に入院した患者の退院率。目標④は、令和2年6月30日0時時点の在院患者数。

（注2）実績①、②及び③は、平成30年6月に入院した患者の退院率（京都府の調査による最新数値）。実績④は、令和元年6月30日0時時点の在院患者数（国が実施している精神保健福祉資料（630調査）による最新数値）。

○ 障害福祉サービス事業所等から一般就労への移行

区 分	一般就労への 移行者数	就労定着支援に よる職場定着率
令和2年度末時点の目標（注1）a	243人以上	80%以上
令和元年度末時点の実績（注2）b	286人	92.2%
進捗率（b/a）	117.7%	115.3%

（注1）目標は、令和2年度中に障害福祉サービス事業所等から一般就労へ移行する人数。

（注2）実績は、令和元年度中に障害福祉サービス事業所等から一般就労へ移行した人数。

○ 障害者の地域生活の支援

区 分	取組状況
地域生活支援拠点等の整備	地域生活支援拠点に求められる5つの機能を面的に整備することで、地域生活支援拠点の更なる整備を進める。

第 1 期障害児福祉計画の取組状況

(1) 計画の概要

「児童福祉法」に基づき、国の基本指針や本市の実情等を踏まえたうえで「成果目標」を設定するとともに、通所支援等の必要な見込み量及びその確保のための方策を定めるものです。

(2) 進捗状況

区 分	取組状況
児童発達支援センターの設置	市内に 9 箇所設置
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	・ 市内に 11 箇所設置 ・ 重症心身障害児や児童発達事業所等の実態把握調査を実施
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービスの確保	・ 重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所（3 箇所）、放課後等デイサービス（5 箇所）を確保 ・ 重症心身障害児や児童発達事業所等の実態把握調査を実施
医療的ケア児支援の協議の場の設置	・ 重症心身障害児や児童発達事業所等の実態把握調査を実施